

介護保険制度第5期改定に当たっての意見書

介護保険制度が施行されて10年が経過した。「介護を社会的に支える」ことを目的に発足した制度であるが、重い介護保険料や利用者負担増、42万人に上る特別養護老人ホームの待機者など、「保険あって介護なし」ともいうべきさまざまな問題が表面化している。中でも老老介護の増加や介護疲れによる心中、殺人といった悲惨な事件は後を絶たず、制度のほころびが目立ち始めているのも事実である。

一方、介護事業所・施設も深刻な人材不足と経営危機に陥り、制度の維持・存続さえ問われる危機的な事態に直面している。したがって、介護保険制度の第5期改定に当たっては、制度発足時に国民に約束した原点に立ち返り、国民が安心してサービス提供を受けることができる介護保険制度の抜本的見直しを行うことが必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 要介護高齢者を地域全体で支えるための体制を整備し、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを創設し、看護と介護の一体的な提供を可能にすること。あわせて家族介護者支援（レスパイト）事業も大幅に拡大すること。
- 2 2007年には120万人だった介護職員数は、団塊の世代が75歳に達する2025年には210～250万人必要となると推計されていることから、介護の職場をより魅力あるものとするための処遇の改善や介護報酬の引き上げを行い、人材確保策を積極的に講じていくこと。そのために必要な財源を確保していくこと。
- 3 要支援者・軽度の要介護者に係る給付については、介護保険制度の給付の対象外としないこと。
- 4 地域で暮らす認知症を有する人やその家族を市町村が積極的に支援していくことができる仕組みをつくること。
- 5 若年性認知症については、相談から医療・福祉・就労に係る総合的な支援を図るため、若年性認知症相談コールセンターの設置、若年性認知症就労支援ネットワークの構築及び若年性認知症ケアを確立すること。
- 6 2025年までに「介護施設の待機者」解消を図るため介護三施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）の計画的増設を図ること。
- 7 保険料の設定に当たって多段階制を拡充し、所得の再分配機能を生かすこと。また、低所得者・世帯向けに保険料免除・軽減制度を整備すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年3月24日

三鷹市議会議長 田 中 順 子